

## 入札公告【総合評価落札方式】

(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年 8月 5日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局高山国道事務所長 廣松 新

### 1 業務の概要

(1) 業務名 平成23年度 単価契約高山国道事務所建設資材価格等調査業務  
(電子入札対象案件)

#### (2) 業務内容

本業務は、高山国道事務所管内における建設資材等市場価格の実態を適正かつ迅速に把握し、高山国道事務所が発注する請負工事等の積算に用いる設計単価及び工事費等決定の基礎資料を得るものである。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成24年3月23日

#### (4) 入札方式等

- 1) 本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。
- 2) 予定総価が1,000万円を越える場合、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第85条の基準に基づく調査基準価格を設定する業務対象。
- 3) 予定総価が500万円以上1,000万円以下の場合、業務品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格を設定する業務対象。
- 4) 2)及び3)(予定総価が500万以上)に該当する業務については、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。
- 5) 本業務は、申請書等(技術提案書は除く)を提出する際に見積書の提出を求めるものとする。
- 6) 本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書(以下「申請書等」という。)の資料提出及び入札を電子入札システム等で行うものとする。
- 7) 電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「公開情報」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・受付窓口：国土交通省中部地方整備局高山国道事務所 経理課  
〒 506 - 0055 高山市上岡本町7丁目4 2 5 番地  
TEL 0577-36-3812 FAX0577-36-3828

まで持参により提出すること。

- ・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

## 2 競争参加資格

### (1) 基本的要件

入札参加希望者は、次の1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

#### 1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。  
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※ 1) ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

#### 2) 設計共同体

1)に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成23年8月5日付け中部地方整備局長）に示すところにより、中部地方整備局長から平成23年度単価契約高山国道事務所建設資材等調査業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている又は申請を行っていること。

なお、設計共同体として参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。

#### (2) 入札参加希望者の中立性・公平性に関する要件

入札参加希望者は、本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者又はその発注工事の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。

※ 「発注工事に参加」とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。

※ 「資本面・人事面で関係がある」とは、次に該当するものをいう。

- ・一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
- ・一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

#### (3) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成13年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した公共事業の積算に係る資材価格調査に関する業務、公共事業の積算に係る歩掛調査に関する業務

類似業務：以下のいずれかの実績

- ・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く。）地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が發注した公共事業の積算に係る資材価格調査に関する業務、公共事業の積算に係る歩掛調査に関する業務
- ・国、地方公共団体、特殊法人等が発注した建設工事分野の統計調査に関する業務、公共事業の積算に係る労務費調査に関する業務

#### (4) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設市場整備課）を受けている必要がある。

また、申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも申請書等を提出す

ることができるが、この場合、申請書等の提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

技術士（建設部門）、土木学会が認定した特別上級土木技術者、上級土木技術者、1級土木技術者（平成22年度迄の特別上級、上級、1級技術者も含む）、RCCM（RCCMと同等の能力を有する者も含む。）のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

なお、これらと同等と認められる者とは次のとおり。

- ・ 関連分野の論文により学位を取得した工学博士
- ・ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ 関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定されたものに限る）

※ RCCMと同等の能力を有する技術者とは、RCCM資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者をいう。

※ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。

※ 関連分野の20年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野において20年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。  
なお、指導的立場とは受注者であれば管理技術者、発注者であれば管理職相当とする。

※ 十分な業務実績とは、例えば請負実績の場合、関連する分野の業務において、管理技術者として10件以上の経験を有する者とする。

#### （5）配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、平成13年度以降に完了した同種又は類似業務において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。  
なお、照査技術者としての実績は認めない。

同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した公共事業の積算に係る資材  
価格調査に関する業務、公共事業の積算に係る歩掛調査に関する業務

類似業務：以下のいずれかの実績

- ・地方公共団体（都道府県及び政令市を除く。）地方公社等、公益法人又は  
大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公共事業の積算に係る資  
材価格調査に関する業務、公共事業の積算に係る歩掛調査に関する業務
- ・国、地方公共団体、特殊法人等が発注した建設工事分野の統計調査に関す  
る業務、公共事業の積算に係る労務費調査に関する業務

#### （6）恒常的雇用関係に関する要件

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中は、本業務の受注者と直接的雇用関係が  
あること。

#### （7）配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

- 1）平成23年 8月 5日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ  
手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成23年 8月 5日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係  
る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務があ  
る場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が  
5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が50  
0万円以上の業務をいう。

- 2）本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が1）に示す金額及び件数を  
超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。そ  
の上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置  
管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の  
措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業  
務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当  
該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務におけ  
る地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置  
予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

#### （8）技術提案書に関する要件

1) 入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

- ①実施方針
- ②業務実施体制

(9) 業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託の内容が主たる業務の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ・設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合又は一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

(10) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

- ①技術提案書の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

(11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(基準に該当する者のすべてが設計共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ア 親会社と子会社の関係にある場合
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 a) 又は b) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

### 3 総合評価に関する事項

#### (1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、3 (2) 総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- ①入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。
- ②上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

#### (2) 総合評価の方法

①技術提案等の内容に応じ、次の 1)、2)、3)、4) の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は60点、最低点数は0点とする。

- 1) 基本事項評価（企業）
  - 2) 基本事項評価（技術者）
  - 3) 技術提案書
  - 4) 技術提案の履行確実性を評価する場合がある。
- ②価格点の評価方法は以下のとおりとする。
- $$\text{価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$
- なお、価格点の配分点は60点とする。

#### (3) 技術提案書の評価基準等

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

- ①基本事項評価（企業）  
業務実績、業務成績、業務拠点、企業信頼度（指名停止等の措置）
  - ②基本事項評価（技術者）  
業務実績、業務成績、技術者信頼度（優良表彰の有無）
  - ③技術提案書  
実施方針、業務実施体制
- ※①の項目で最大6点、②の項目で最大9点、③の項目で最大45点を加算点とする。
- ④技術提案の履行確実性に関する評価  
履行確実性を評価する場合の基準は、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の3. のとおり。

### 4 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒506-0055 高山市上岡本町7丁目425番地  
中部地方整備局高山国道事務所 経理課

電 話 0577-36-3812

FAX 0577-36-3828

メールアドレス：keitakay@cbr.mlit.go.jp

(2) 入札説明書等（仕様書含む）の交付期間、場所及び方法

入札説明書等（仕様書含む）の交付期間：別表②のとおり。

交付場所及び方法：「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付する。

HPアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>

「公開情報」－「入札・契約情報」－「測量・建設コンサルタント等業務」－「入札公告、揭示文、入札説明書、技術資料作成要領」の順で検索のこと。

なお、申請書等の作成についての参考資料や見積りに必要な仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。

ただし、やむを得ない事情で、「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、4（1）の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

(3) 競争参加資格確認申請書等の提出期間及び提出先

入札参加希望者は、電子入札システムにより申請書、資料及び見積書を提出するものとし、技術提案書は、「電子メール」、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※ 注1）（以下「郵送等」という。）」により提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、申請書、資料及び見積書を持参又は郵送等により4（1）まで提出すること。詳しい提出方法については入札説明書による。

・提出期間：以下のとおり提出期間が異なるため、注意すること。

様式1～7及び見積書 別表③1)のとおり

様式8～10 別表③2)のとおり

※ 注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①入札書の受付期間

別表④のとおり。

②入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により4（1）まで持参又は郵送等すること。

③開札の日時及び場所



別表⑤のとおり。

## 5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除

②契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

3 (1) に記したとおりとする。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 4 (1) に同じ。

(7) 競争参加資格確認申請書等に対する留意事項

競争参加資格確認申請書等の提出がない場合又は2 (1 1) の場合を除き他の入札参加者と本件業務について相談等を行い作成されたと認められる場合など競争参加資格確認申請書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。

(8) 履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある (入札説明書参照)。

(9) 詳細については、入札説明書による。

## 別表

|   |                    |  |
|---|--------------------|--|
| ① | 競争参加資格確認通知の日       | 平成23年 9月14日  |
| ② | 入札説明書等（仕様書含む）の交付期間 | 平成23年 8月 5日から<br>平成23年 9月20日まで   |
| ③ | 申請書等の提出期間          | 1)様式1～7及び見積書<br>平成23年 8月 8日から平成23年 8月17日までの10時00分から16時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）<br>2)様式8～10<br>平成23年 8月25日から平成23年 9月 7日までの10時00分から16時00分まで<br>（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） |
| ④ | 入札書の受付期間           | 平成23年 9月21日10時00分から<br>平成23年 9月22日16時00分まで<br>（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  |
| ⑤ | 開札の日時及び場所          | 平成23年 9月26日10時00分<br>高山国道事務所入札室  |

## 入札説明書【総合評価落札方式】

中部地方整備局高山国道事務所の「平成23年度 単価契約高山国道事務所建設資材価格等調査業務」に係る入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 平成23年 8月 5日

2 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局高山国道事務所長 廣松 新

高山市上岡本町7丁目425番地

3 業務の概要

(1) 業 務 名 平成23年度 単価契約高山国道事務所建設資材価格等調査業務  
(電子入札対象案件)

(2) 業 務 内 容

本業務は、高山国道事務所管内における建設資材等市場価格の実態を適正かつ迅速に把握し、高山国道事務所が発注する請負工事等の積算に用いる設計単価及び工事費等決定の基礎資料を得るものである。

(3) 業務の詳細な説明

本業務の主な業務内容は以下のとおりである。

- ・ 資材価格調査 1式
- ・ 工事費等調査 1式

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から平成24年 3月23日

(5) 入札方式等

- 1) 本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式で実施するものである。
- 2) 予定総価が1,000万円を越える場合、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85条の基準に基づく調査基準価格を設定する業務対象。
- 3) 予定総価が500万円以上1,000万円以下の場合、業務品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格を設定する業務対象。
- 4) 2) 及び 3)（予定総価が500万以上）に該当する業務については、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

5) 本業務は、申請書等（技術提案書は除く）を提出する際に見積書の提出を求めるものとする。

6) 本業務は、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「申請書等」という。）の資料提出及び入札を電子入札システム等で行うものとする。

7) 電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「公開情報」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次のとおりである。

- ・受付窓口：国土交通省中部地方整備局高山国道事務所 経理課  
〒506－0055 高山市上岡本町7丁目425番地  
TEL 0577-36-3812 FAX0577-36-3828

まで持参により提出すること。

- ・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

#### (6) 基準単価

本業務の入札方法は、作業項目のうち最も総額（単価×予定数量）の大きいものの単価（以下、「基準単価」という。）をもって入札するものとする。他の作業項目単価は、「基準単価」を100として算出した単価比率により算出し、円未満端数を切り捨てた上で、当該金額の100分の105を各契約単価とする。

#### (7) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ・成果報告書
- ・特記仕様書に示す成果品

### 4 競争参加資格

#### (1) 基本的要件

入札参加希望者は、次の1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

##### 1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における土木関係建設コンサルタント業務

に係る平成 23・24 年度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※ 1) ②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、競争参加資格確認通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

## 2) 設計共同体

1) に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成 23 年 8 月 5 日付け中部地方整備局長）に示すところにより、中部地方整備局長から平成 23 年度 単価契約高山国道事務所建設資材価格等調査業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている又は申請を行っていること。

なお、設計共同体として参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。

## (2) 入札参加希望者の中立性・公平性に関する要件

入札参加希望者は、本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者又はその発注工事の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。

※ 「発注工事に参加」とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。

※ 「資本面・人事面で関係がある」とは、次に該当するものをいう。

- ・ 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合。

- ・ 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

### (3) 入札参加希望者の業務実績に関する要件

入札参加希望者は、平成13年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した公共事業の積算に係る資材価格調査に関する業務、公共事業の積算に係る歩掛調査に関する業務

類似業務：以下のいずれかの実績

- ・ 地方公共団体（都道府県及び政令市を除く。）地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公共事業の積算に係る資材価格調査に関する業務、公共事業の積算に係る歩掛調査に関する業務
- ・ 国、地方公共団体、特殊法人等が発注した建設工事分野の統計調査に関する業務、公共事業の積算に係る労務費調査に関する業務

注1) 特殊法人等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、日本環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構とする。（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人含む）

注2) 地方公共団体とは、地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、

財産区及び地方開発事業団)とする。

注3) 地方公社等とは、地方道路公社法に基づく「道路公社」、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」とする。

注4) 公益法人等は、次のものをいう。

一 公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人とする。

二 旧民法第34条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成22年12月1日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人(特例社団法人又は特例財団法人)

注5) 大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

#### (4) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

なお、外国資格を有する技術者(我が国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定(総合政策局建設市場整備課)を受けている必要がある。

また、申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも申請書等を提出することができるが、この場合、申請書等の提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。競争参加資格確認通知の日は別表①の日を予定する。

技術士(建設部門)、土木学会が認定した特別上級土木技術者、上級土木技術者、1級土木技術者(平成22年度迄の特別上級、上級、1級技術者も含む)、RCCM(RCCMと同等の能力を有する者も含む。)のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

なお、これらと同等と認められる者とは次のとおり。

- ・ 関連分野の論文により学位を取得した工学博士
- ・ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ 関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会

等の専門家から適格と認められた者

- ・ これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定されたものに限る）

※ R C C Mと同等の能力を有する技術者とは、R C C M資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者をいう。

※ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。

※ 関連分野の20年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野において20年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。  
なお、指導的立場とは受注者であれば管理技術者、発注者であれば管理職相当とする。

※ 十分な業務実績とは、例えば請負実績の場合、関連する分野の業務において、管理技術者として10件以上の経験を有する者とする。

#### (5) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、平成13年度以降に完了した同種又は類似業務において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。  
なお、照査技術者としての実績は認めない。

同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した公共事業の積算に係る資材価格調査に関する業務、公共事業の積算に係る歩掛調査に関する業務

類似業務：以下のいずれかの実績

- ・ 地方公共団体（都道府県及び政令市を除く。）地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公共事業の積算に係る資材価格調査に関する業務、公共事業の積算に係る歩掛調査に関する業務
- ・ 国、地方公共団体、特殊法人等が発注した建設工事分野の統計調査に関する業務、公共事業の積算に係る労務費調査に関する業務

#### (6) 恒常的雇用関係に関する要件

配置予定管理技術者は、本業務の履行期間中は、本業務の受注者と直接的雇用関係にあること。



(7) 配置予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

- 1) 平成23年 8月 5日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成23年 8月 5日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

- 2) 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が1)に示す金額及び件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

(8) 技術提案書に関する要件

- 1) 入札参加希望者は、次の事項について技術提案書を提出すること。

- ①実施方針
- ②業務実施体制

(9) 業務実施体制に関する要件

競争参加資格確認申請書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ・再委託の内容が主たる業務の場合。
- ・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。
- ・設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合又は一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。

(10) 競争参加資格を与えない要件

技術提案書の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される

場合は競争参加資格を与えない。

①技術提案書の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

(11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。  
(基準に該当する者のすべてが設計共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記a) 又はb) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

## 5 担当部局

〒506-0055 高山市上岡本町7丁目425番地

国土交通省 中部地方整備局 高山国道事務所

経理課：契約手続きに関すること及び競争参加資格確認申請書等の作成に関すること。

電話 0577-36-3812 F A X 0577-36-3828

メールアドレス：keitakay@cbr.mlit.go.jp

調査品質確保課：競争参加資格確認申請書等の作成に関すること。

電話 0577-36-3822 F A X 0577-36-3801

## 6 申請書等の提出等

(1) 入札参加希望者は、申請書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 競争参加資格確認申請書等の提出期間及び提出先

入札参加希望者は、電子入札システムにより申請書、資料及び見積書を提出するものとし、技術提案書は、「電子メール」、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※ 注1）（以下「郵送等」という。）」により提出すること。

申請書、資料及び見積書の提出方法は、電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに「申請書」（様式1）及び「資料」（様式2～7）、技術提案書フィールドに「見積書」をそれぞれ添付し提出すること。

なお、見積書の提出は、25 見積書の提出によること。

電子入札システムにより提出する申請書、資料及び見積書（以下、「電子入札システムによる提出資料」という。）のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・一太郎 2007 以下
- ・Microsoft Word2002 以下
- ・Microsoft Excel2002 以下
- ・その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下  
画像ファイル JPEG及びGIF形式  
圧縮ファイル LZH形式のみ  
※ ZIP等、他の圧縮形式は認めない。

ただし、電子入札システムによる提出資料の容量が3MBを超える場合は、郵送等で提出すること。郵送等で提出する場合は、必要書類の一式を郵送等するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送等にて提出する場合は、提出書類は書面に加え電子媒体（CD-R等）に6（2）の形式で作成したファイルを記録したものとする。

なお、郵送等で提出する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより申請書等として送信すること。

- ①郵送等する旨の表示
- ②郵送等する書類の目録
- ③郵送等する書類のページ数
- ④発送年月日

また、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参又は郵送等により提出し、提出書類は書面に加え電子媒体（CD-R等）に6（2）の形式で作成したファイルを記録したものとする。

技術提案書（様式8～10）は、電子メール又は持参又は郵送等により提出するものとする。

技術提案書を電子メールにより提出する場合のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成するものとし、送信容量を3MB以下とすること。

- ・一太郎 2007 以下
- ・Microsoft Word2002 以下
- ・Microsoft Excel2002 以下
- ・その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下  
 画像ファイル JPEG及びGIF形式  
 圧縮ファイル LZH形式のみ  
 ※ ZIP等、他の圧縮形式は認めない。

ただし、電子メールによる提出資料の容量が3MBを超える場合は、持参又は郵送等で提出し、提出書類は書面に加え電子媒体（CD-R等）に6（2）の形式で作成したファイルを記録したものとする。

技術提案書を持参又は郵送等で提出する場合は、必要書類の一式を持参又は郵送等するものとし、電子メールとの分割は認めない。

提出期間及び提出先は以下のとおりとする。

- ・提出期間：以下のとおり提出期間が異なるため、注意すること。  
     様式1～7及び見積書 別表②1)のとおり  
     様式8～10 別表②2)のとおり
- ・提出先：5と同じ。

※ 注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

(3) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。

なお、競争参加資格確認通知の日は、別表①の日を予定する。

(4) その他

- ①申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ②分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等を本案件に係る手続き以外に提出者に無断で使用しない。
- ③提出された申請書等（CD-R等の電子媒体含む）は、返却しない。
- ④提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合にはこの限りではない。
- ⑤競争参加資格確認申請書等の押印は、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要である。ただし、紙入札参加者及び指定の容量を超えたため、持参、郵送により提出する場合は、押印すること。
- ⑥申請書等に関する問い合わせ先 5と同じ。

## 7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 申請書等を提出した者のうち、競争参加資格がないと認められた者に対しては、競争

参加資格がないと認めた理由を付して通知する。

- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)により、分任支出負担行為担当官中部地方整備局高山国道事務所長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。
- (4) 競争参加資格がないと認めた理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
- ・受付場所：5と同じ
  - ・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

## 8 総合評価に関する事項

### (1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、次の(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

- ①入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。
- ②上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

### (2) 総合評価の方法

- ①技術提案等の内容に応じ、次の1)、2)、3)、4)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は60点、最低点数は0点とする。

- 1)基本事項評価(企業)
- 2)基本事項評価(技術者)
- 3)技術提案書
- 4)技術提案の履行確実性を評価する場合がある。

技術点の算出方法は、以下のとおりとする。

#### 【技術提案の履行確実性を評価する場合】

技術点合計 = (基本的事項評価点) + (技術提案評価点) × (履行確実性評価に基づく履行確実性度)

#### 【技術提案の履行確実性を評価しない場合】

技術点合計 = (基本的事項評価点) + (技術提案評価点)

基本事項評価点 = 基本事項評価点(企業) + 基本事項評価点(技術者)

技術提案評価点 = 技術提案に係る評価点

履行確実性に関する評価に基づく履行確実性度 = 1.00 ~ 0

②価格点の評価方法は以下のとおりとする。

$$\text{価格点} = \text{価格点の配分点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

なお、価格点の配分点は60点とする。

③総合評価は、入札者の申込みに係る上記①により得られた技術点と上記②により得られた価格点の合計値（評価値）をもって行う。

(3) 技術提案に対する審査等

技術提案に対する審査及び評価は、技術的所見を高山国道事務所建設コンサルタント選定委員会において行う。

(4) 評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、業務完了後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、見直しの評価を行い、当初評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、ペナルティー額は入札価格の10%を上限とする。この取り扱い方法については、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。なお、業務成績評定についても、最大10点を限度に減ずるものとする。ただし、特に悪質と認められる場合は、最大20点まで減ずるものとする。

(5) 技術点に関する基準

競争参加資格確認資料等の評価項目、評価基準並びに評価のウェイトは、以下のとおりとする。

①基本事項評価（企業）について

| 評価項目 | 評価基準  | 配点 | 得点 |
|------|---|----|----|
| 業務実績 | 平成13年度以降の同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。  |    | 1  |
|      | ①同種業務の実績がある。  | 1  |    |
|      | ②類似業務の実績がある。  | 0  |    |
| 業務成績 | 過去4年間の中部地方整備局発注業務におけるTECRISの業務分野のうち、該当する業務分野（別表-1に示す。）に該当する業務の業務成績の平均点を次の順位で評価する。<br>なお、過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の平均点が60点以下の場合及び過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合で、過去4年間に中部地方整備局以外の機関 |    | 3  |

|                 |   |    |    |
|-----------------|---|----|----|
|                 | (以下、「他機関」という。)における同種又は類似業務の受注実績が無い場合は、加点しない。  |    |    |
|                 | ①中部地方整備局発注業務における平均点が75点以上   | 3  |    |
|                 | ②中部地方整備局発注業務における平均点が70点以上75点未満  | 2  |    |
|                 | ③以下のいずれかの場合<br>・中部地方整備局発注業務における平均点が60点以上70点未満<br>・過去4年間に中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合で、過去4年間に他機関における同種又は類似業務の実績が有る場合 | 1  |    |
|                 | ④以下のいずれかの場合<br>・中部地方整備局発注業務における平均点が60点未満<br>・過去4年間に、中部地方整備局発注業務におけるTECRISの該当業務分野において該当する業務の受注実績及び他機関における同種又は類似業務の受注実績が無い場合              | 0  |    |
| 業務拠点            | 業務拠点を以下のとおり評価する。  |    | 2  |
|                 | ①高山国道事務所管内に本社(店)、支社(店)又は営業所等を有する。   | 2  |    |
|                 | ②岐阜県内に本社(店)、支社(店)又は営業所等を有する。  | 1  |    |
|                 | ②上記以外   | 0  |    |
| 企業信頼度(指名停止等の措置) | 技術提案書提出日が以下の期間内である場合、評価点を減じるものとする。<br>なお、営業停止処分以外は、中部地方整備局からの処分に限る。<br>ア) 営業停止又は指名停止期間満了後6ヶ月。<br>イ) 文書注意措置後2ヶ月<br>ウ) 口頭注意措置後1ヶ月         |    | -5 |
|                 | ①処分を受けていない  | 0  |    |
|                 | ②処分を受けている   | -5 |    |

②基本事項評価(技術者)について

| 評価項目 | 評価基準                             | 配点 | 得点 |
|------|----------------------------------|----|----|
| 業務実績 | 平成13年度以降の同種又は類似業務の実績を以下のとおり評価する。 |    | 2  |

|                  |  |   |   |
|------------------|--|---|---|
|                  | ①同種業務の実績がある。   | 2 |   |
|                  | ②類似業務の実績がある。   | 0 |   |
| 業務成績             | 過去4年間の中部地方整備局発注業務における TECRIS の業務分野のうち、該当する業務分野（別表-1に示す。）に該当する業務の業務成績の平均点を次の順位で評価する。<br>なお、過去4年間に中部地方整備局発注業務における TE CRIS の該当業務分野において該当する業務の平均点が 60 点以下の場合及び過去4年間に中部地方整備局発注業務にお ける TECRIS の該当業務分野において該当する業務の受注 実績が無い場合で、過去4年間に他機関における同種又は類 似業務の受注実績が無い場合は、加点しない。 |   | 4 |
|                  | ①中部地方整備局発注業務における平均点が75点以上  | 4 |   |
|                  | ②中部地方整備局発注業務における平均点が70点以上75 点未満  | 2 |   |
|                  | ③以下のいずれかの場合<br>・中部地方整備局発注業務における平均点が60点以上 70点未満<br>・過去4年間に中部地方整備局発注業務における TECRIS の該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い 場合で、過去4年間に他機関における同種又は類似業務 の実績が有る場合   | 1 |   |
|                  | ④以下のいずれかの場合<br>・中部地方整備局発注業務における平均点が60点未満<br>・過去4年間に、中部地方整備局発注業務における TECRIS の該当業務分野において該当する業務の受注 実績及び他機関における同種又は類似業務の受注実績が 無い場合   | 0 |   |
| 技術者信頼度<br>(優良表彰) | 平成20年（表彰受賞年）以降の優良表彰の受賞の有無に ついて以下のとおり評価する。<br>なお、優良表彰の受賞実績は、技術者が受賞したものを対 象とし、国土交通省による優良表彰の他、公的機関による全 国レベルでの賞の受賞、表彰及び関連分野での論文賞、著作 賞、全国規模の発表会での受賞等も認める。   |   | 3 |
|                  | ①中部地方整備局からの優良表彰の受賞実績   | 3 |   |
|                  | ②他地整又は公的機関による全国レベルでの賞の受賞実績   | 1 |   |
|                  | ③優良表彰の受賞実績がない  | 0 |   |



### ③技術提案書

| 評価項目   | 評価基準  | 得点 |
|--------|---|----|
| 実施方針   | 実施方針（工程表や業務フロー等を含む）について、業務の内容、目的を理解し、業務成果の品質向上に資する提案や業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価する。 | 25 |
| 業務実施体制 | 実施体制について、業務を遂行する上で適切な体制が確保されている場合や業務経験者や専門技術者を配置している場合に優位に評価する。               | 20 |

### ④技術提案の履行確実性に関する評価

④－1 履行確実性を評価する場合の基準は、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の3. に示す他、以下のとおりとする。

#### ④－2 履行確実性に関するヒアリング

1) どのように技術提案等の確実な履行確保を図るかを審査するため、予定価格の制限の範囲内の価格で入札したすべての者について、開札後速やかに、ヒアリングを実施する場合がある。

出席者：実施する場合は、配置予定管理技術者及び増員担当技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。

2) ヒアリングを実施する場合は、別途連絡する。

3) 入札者のうち、その申込みに係る価格が調査基準価格に満たない者には、開札後、速やかに「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の実施の可否について、電話で確認を行う。

4) 3)の実施が可能な者に対しては、技術提案書とは別に、別添資料「履行確実性の審査・評価のための追加書類等」の2の資料を以下により提出を求める。

提出先：5. と同じ

提出期限：追加資料の提出要請日から3日以内の日

なお、提出要請時に改めて通知する。

提出方法：持参により3部提出すること。また同時に、追加提出資料の電子媒体（CD-R 1部）を提出すること。

5) 履行確実性に関する評価における資料の作成及び提出、履行確実性に関するヒアリングに係る費用（発注者側の経費は除く）は、入札者の負担とする。

6) 提出された追加資料の差し替えおよび資料の追加は一切認めない。また、提出された追加資料に、提出を求めている資料が無い場合は、資料の不備として、無効とする。

### 9 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、電子入札シス

テムにより提出することとし、提出後電話で通知すること。なお、電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、公正な入札の確保が出来ないため、その者の行った入札を原則として無効とする。

紙入札方式の者は、持参又は電子メール（着信を確認すること。）により提出すること。なお、持参又は電子メールで提出する場合、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

①質問の受付先：5と同じ。

②質問の受付期間：別表③のとおり。

(2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより回答するので確認すること。また、下記のとおり閲覧に供する。なお、紙入札者に対しては別途回答する。

①閲覧場所：高山国道事務所 経理課

②閲覧期間：回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで

## 10 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 入札書の受付期間

別表④のとおり。（紙入札の場合も同じ。）

(2) 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により5の契約手続きに関する担当部局まで持参又は郵送等すること。

(3) 開札の日時及び場所

別表⑤のとおり。

## 11 入札方法等に関する事項

(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

他の作業項目単価は、「基準単価」を100として算出した単価比率により算出し、円未満端数を切り捨てた上で、当該金額の100分の105を各契約単価とする。

(2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

ただし、場合によっては3回目を執行することがある。

なお、やむを得ない場合を除き随意契約には移行しない。

## 12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 免除。

## 13 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

第1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱う。

## 14 入札の無効等

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札の時において指名停止を受けている者その他の開札の時において4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

また、入札参加者が競争参加資格確認通知を受け、入札した場合においても、以下に該当する場合は入札を無効とする。

- (1) 技術提案書の記載内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合。

### ①技術提案書

- ・業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。
- ・実施方針と特定テーマの技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。
- ・実施方針と業務実施体制のいずれかが0点の場合

- (2) 図面、仕様書及び現場説明書、参考資料等（変更分含む。）の交付を受けていない場合。

- (3) 履行確実性に関する評価

- ・履行確実性に関するヒアリングに応じない場合（履行確実性に関するヒアリングの日時、指定場所に来なかった場合を含む）及び開札後に追加資料の提出を求められた者が追加資料（履行確実性に関するヒアリングの当日に持参し、履行確実性に関するヒアリングの前までに提出する書面を含む）を提出期限までに提出しない場合等。（ただし、天災・事故・病気等、特別な場合は除く）

## 15 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で前記 8. (1) により決定するものとする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。
- (2) 予決令第85条に基づく調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格等を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- (3) 予決令第86条に基づく調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局HP（<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「公開情報」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」－「低入札価格調査（建設コンサルタント等）」）に掲載を行っているので、入札参加に際して必ず確認すること。

## 16 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の(1)から(4)について実施するものとする。なお、(1)から(2)については、開札後速やかに、実施の可否について確認を行うものとする。

### (1) 増員担当技術者及び配置予定管理技術者の制限

増員担当技術者及び配置予定管理技術者の制限について、次の 1)及び 2)を実施するものとする。なお、1)により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報（TECRIS）に登録すること。

- 1) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定管理技術者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、発注者から調査基準価格以下の連絡があった場合は、その旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種又は類似業務の実績」記載様式、「増員担当技術者の過去4年間の同種業務の実績一覧」（自由様式）及び一覧に記載した業務の委託業務等成績評定通知書の写し、配置予定管理技術者が保有する全ての資格一覧とその資格証等の写し、増員担当技術

者が保有する全ての資格一覧とその資格証等の写しを提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- ① 配置予定管理技術者の保有している業務実績件数について同種及び類似業務ともに同一件数以上の実績を有する者
- ② 配置予定管理技術者の保有している全ての資格（分野及び部門ともに）を有している者
- ③ 過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が77点以上の業務における配置予定管理技術者としての経験を有し、過去4年間に地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく同種業務での技術者成績（照査技術者としての成績は除く）の平均点が77点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者
- ⑤ 増員担当技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

2) 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が契約金額で2億円、件数で5件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 過去4年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

## (2) 品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した、平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の2名による連名の直筆署名とする。また、損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成するまでとする。

提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

### (3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、開札後に実施する低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段及び低入札価格調査の際に確認するものとする。

### (4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者と(1)1)の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

## 17 品質確保基準価格

- 1) 予定総価が500万円以上1,000万円以下の業務においては、品質確保の観点から中部地方整備局が定めた価格（以下「品質確保基準価格」という）により、その価格を下回った場合は、「16 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」と同一の義務付けを行うものである。
- 2) 「8 (5) ⑤-2 履行確実性に関するヒアリング」、「16 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」の記載されている調査基準価格を品質確保基準価格と読み替えて適用する。
- 3) 品質確保基準価格の算出方法は、予決令第85条に基づく調査基準価格に準じて算出するものとする。
- 4) 品質確保基準価格を下回る場合の、「16 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務(4)再委託」の確認については、「低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段に確認するものとする。

## 18 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明

- (1) 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を落札者決定の日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により求めることができる。
- (2) 上記(1)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日は含まない。）以内に書面により行う。
- (3) 受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
  - ・受付場所：5と同じ
  - ・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

## 19 再苦情申立て

- (1) 7の「分任支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明」及び17の「非落札理由の説明」に不服がある者は、分任支出負担行為担当官からの回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
- (2) 再苦情申立ての受付場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先
- ・中部地方整備局 主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）
  - ・電話 052-953-8113（直通）内線2114（2222・3120）
  - ・時間 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

20 契約書作成の要否

業務等委託契約書により契約書を作成するものとする。

21 支払条件

支払いの回数は月1回以内とする。

22 火災保険付保の要否 否。

23 関連情報を入手するための照会窓口 5と同じ

24 申請書等の作成及び記載上の留意事項

申請書等の様式は、別紙（様式1～10（A4判））のとおりとし、文字サイズは10ポイント以上とし、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

なお、提出書類について、本入札説明書①競争参加資格確認資料に関する留意事項及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は無効とする。

(1) 競争参加資格確認申請書の作成

競争参加資格確認申請書は、別添（様式-1）により作成するものとする。

(2) 競争参加資格確認資料の作成及び留意事項

競争参加資格確認資料は、別添（様式-2～7）に示すとおりとし、以下に留意し、作成するものとする。

①競争参加資格確認資料に関する留意事項

| 記載事項         | 内容に関する留意事項   |
|--------------|--|
| 入札参加希望者の業務拠点 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中部地方整備局管内の業務拠点を記載する。</li> <li>・なお、設計共同体の場合は全ての構成員の業務拠点を記載する</li> </ul> |

|                            |  |
|----------------------------|--|
|                            | <p>こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者が予定価格算出に用いる基準、歩掛等を通知する際の連絡先を記載する。</li> <li>・記載様式は様式－３とする。</li> </ul>   |
| <p>入札参加希望者の同種又は類似業務の実績</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札参加希望者が過去に受注した業務実績について記載する。</li> <li>・記載する業務は平成13年度以降に完了した業務とする。</li> <li>・記載する業務の件数は、１件とする。</li> <li>・記載様式は様式－４とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A４判１枚以内に記載する。</li> <li>・また、入札参加希望者が過去４年間に中部地方整備局発注業務における <b>TECRIS</b> の該当業務分野において該当する業務の受注実績が無い場合は、過去４年間に他機関から受注した同種又は類似業務の実績を様式－４－２に記載する。</li> <li>・なお、過去４年に他機関から受注した同種又は類似業務の実績が様式－４と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－４と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。</li> <li>・記載する業務の件数は、１件とする。</li> <li>・記載様式は、図面、写真等を引用する場合も含め、A４判１枚以内に記載する。</li> <li>・設計共同体での参加の場合は、代表者、構成員ともに各１件の実績を記載すること。なお、様式－４－２に該当する場合は、様式－４－２も提出すること。</li> </ul> |
| <p>配置予定管理技術者の経歴等</p>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定管理技術者について、資格、経歴等を記載する。</li> <li>・平成２３年 ８月 ５日現在の全ての手持ち業務を記載するものとし、国土交通省以外の発注者（国内外問わず。）のものも含めてすべて記載する。</li> </ul> <p>なお、手持ち業務のうち、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。</p> <p>また、全ての手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が５００万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による業務で配置予定管理技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定</p>   |



|                              |  |
|------------------------------|--|
|                              | <p>済」と明記するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載様式は様式－５とする。</li> </ul> <p>なお、関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の２０年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として申請書等を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。</p>   |
| <p>配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績を記載する。</li> <li>・記載する業務は平成13年度以降に完了した業務とする。</li> <li>・記載する業務の件数は、１件とする。</li> <li>・記載様式は様式－６とし、図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきＡ４判１枚以内に記載する。</li> </ul> <p>なお、業務実績が関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の場合は、業務実績を具体的に明らかにするためのレポートを提出すること。</p> <p>レポートは、「業務の概要」及び「業務における立場と役割」をＡ４判１～３枚に記述した資料及び経歴書とすること。</p> <p>なお、自らが関わったことが客観的に証明できる論文や著述その他成果物等を提出することでレポートの提出に代えることができるが、この場合においてもＡ４判１枚程度の概要を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、配置予定管理技術者が過去４年間に中部地方整備局発注業務における TECRIS の該当業務分野において該当する業務の受注実績がない場合は、過去４年間に他機関から受注した同種又は類似業務の実績を様式－６－２に記載する。</li> <li>・なお、過去４年に他機関から受注した同種又は類似業務の実績が様式－６と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－６と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載する必要はない。</li> <li>・記載する業務の件数は、１件とする。</li> <li>・記載様式は、図面、写真等を引用する場合も含め、Ａ４判１枚以内に記載する。</li> </ul> |
| <p>業務実施体制</p>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・１社単独、設計共同体、いずれの場合においても業務の分担について記載する。</li> <li>・設計共同体により業務を実施する場合は、下記事項に留意の上、業務の分担について記載すること。備考欄に設計共同体の構成員で</li> </ul>  |

ある旨を記載するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記載すること。

①設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。

②各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置できること。

③各構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合には、当該分担業務を実施する各構成員が照査技術者を配置できること。

④一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。

・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

・記載様式は様式－7とする。

・業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載して提出すること。

## ②業務実績等を証明する資料及び配置予定管理技術者の資格証明書の写し

入札参加希望者が過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定管理技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

ただし、入札参加希望者及び配置予定管理技術者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料の写しは提出する必要がない。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定管理技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

様式－5に記載する配置予定管理技術者の優良表彰等があった場合は、その表彰を証明する賞状等の写しを提出すること。

上記に記載した確認資料等が提出されない場合は、実績等の確認が出来ないことから提出資料の不備として、参加資格を与えないこととする。

### (3) 技術提案書の作成及び留意事項

技術提案書は、別添（様式－８～１０）に示すとおりとし、以下に留意して作成するものとし、提案内容の根拠等を説明できる資料を補足資料として添付することができる。

なお、技術提案書は、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本入札説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

#### ①技術提案書の内容に関する留意事項

| 記載事項   | 内容に関する留意事項   |
|--------|--|
| 実施方針   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の実施方針について簡潔に記載する。</li> <li>・記載様式は様式－９とし、A４判２枚以内に記載する。</li> </ul>  |
| 業務実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務の実施体制について簡潔に記載する。</li> <li>・記載様式は様式－１０とし、A４判１枚以内に記載する。</li> </ul> |

#### ②既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

- 1)資料名：平成２２年度 単価契約高山国道建設資材価格等調査業務
- 2)閲覧場所：５①のとおり。
- 3)閲覧期間：技術提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時００分から１６時００分まで（事前に５①の担当部局に連絡すること。）

### 25 見積書の提出

- 1) 入札参加希望者は、申請書等の提出時に本業務に係る見積書の提出を行うものとする。
- 2) 本業務は、予定価格の算出のために見積徴集を行うが、技術提案書の提出の前に発注者から競争参加希望者へ積算基準や採用歩掛等について通知するので競争参加資格申請時の様式に電子メールまたはFAXにより連絡の取れる連絡先（メールアドレスまたはFAX番号）を必ず記載すること。なお、連絡先の記載のなかった場合には、積算基準や採用歩掛等を連絡しないこととするうえ、その後、技術提案書が提出されたとしても受理しないこととし、競争参加資格を与えない場合がある。また、技術提案書の提出は、５に提出することとし、積算基準や採用歩掛等を通知したメールアドレスに技術提案書を返信（提出）しないこと。なお、これにより提出された場合、技術提案書を受理しないこととし、競争参加資格を与えない場合がある。

## 26 その他の留意事項

- 1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得、別冊中部地方整備局電子入札運用基準及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- 3) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、申請書等を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- 4) 本入札説明書に示す同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- 5) 本業務を受注したコンサルタント及び本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

なお、「資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者」とは次に掲げる者をいう。

  - ・建設業者の（若しくは建設業者が自社の）発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
  - ・建設業者（若しくは自社）の代表権を有する役員が自社（若しくは建設業者）の代表権を有する役員を兼ねている者。
- 6) 申請書等の提出後においては、原則として記載された内容の変更を認めない。また、落札者は、申請書等に記載した配置予定管理技術者を当該業務の技術者として配置すること。技術者の変更は原則としてできない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更が必要となった場合には、変更後の技術者が当該技術者と同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 7) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。
  - ・電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
- 8) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- 9) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は次のとおりとする。
  - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話03-3505-0514

電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>

・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、5  
へ連絡すること。

10) 競争参加資格確認申請者は、競争参加資格確認申請者及び配置予定管理技術者の業務成績に係る過去4年間の **TECRIS** 該当業務分野平均点を参考資料として「参考資料様式」に記載し、電子入札システム「競争参加資格確認申請書」画面の添付資料フィールドに添付し提出すること。

なお、当該資料は、参考資料であり、競争参加資格確認申請書及び技術提案書ではない。

11) 業務成績における「過去4年間」とは、平成19年度～平成22年度を示す。

12) 参考として、「設計業務等における新たな積算法について」は、下記 URL に積算基準等が掲載されています。

URL:<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei.html>

別表－ 1

以下の表のうち、業務成績における T E C R I S 該当業務分野は、該当欄に○が付いている業務分野である。

| 該当 | 業務分野 |               | 該当 | 業務分野 |               |
|----|------|---------------|----|------|---------------|
|    | 01   | 河川、砂防及び海岸・海洋  |    | 15   | トンネル          |
|    | 02   | 港湾及び空港        |    | 16   | 施工計画・施工設備及び積算 |
|    | 03   | 電力土木          |    | 17   | 建設環境          |
|    | 04   | 道路            |    | 18   | 機械            |
|    | 05   | 鉄道            |    | 19   | 水産土木          |
|    | 06   | 上水道及び工業用水     |    | 20   | 電気電子          |
|    | 07   | 下水道           |    | 31   | 建設電気通信        |
|    | 08   | 農業土木          |    | 32   | 廃棄物           |
|    | 09   | 森林土木          |    | 33   | 衛生工学(廃棄物以外)   |
|    | 10   | 造園            |    | 34   | 応用理学(地質以外)    |
|    | 11   | 都市・地域計画及び都市整備 | ○  | 35   | 情報            |
|    | 12   | 地質            |    | 36   | 防災            |
|    | 13   | 土質及び基礎        |    | 37   | 測量            |
|    | 14   | 鋼構造及びコンクリート   |    |      |               |

別表－２

|   |                             |  |
|---|-----------------------------|--|
| ① | 競争参加資格確認通知の日                | 平成２３年 ９月１４日  |
| ② | 申請書等の提出期間                   | 1) 様式１～７及び見積書<br>平成２３年 ８月 ８日から平成２３年 ８月１７日までの１０時００分から１６時００分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）<br>2) 様式８～１０<br>平成２３年 ８月２５日から平成２３年 ９月 ７日までの１０時００分から１６時００分まで<br>（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） |
| ③ | 入札説明書の内容についての質問の受付期間        | 平成２３年 ８月 ８日から平成２３年 ９月 ９日までの１０時００分から１６時００分まで<br>（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）   |
| ④ | 入札書の受付期間                    | 平成２３年 ９月２１日１０時００分から平成２３年 ９月２２日１６時００分まで<br>（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  |
| ⑤ | 開札の日時及び場所                   | 平成２３年 ９月２６日１０時００分<br>高山国道事務所入札室  |
| ⑥ | 調査基準価格未満で入札した者に求める追加資料の提出期限 | 別途通知する<br>※追加資料は必ず持参すること。なおメール、FAXによる提出は受理しない。   |
| ⑦ | 履行確実性に関するヒアリング              | 別途通知する   |

## 競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局高山国道事務所長 廣松 新 殿

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

(設計共同体的場合は、以下のように記入すること。)

共同体事務所の所在地

〇〇〇〇業務△△・〇〇設計共同体

△△(株) 役職名 氏名 印

〇〇(株) 役職名 氏名 印

平成23年 8月 5日付けで公告のありました「平成23年度 単価契約高山国道事務所建設資材価格等調査業務」に係る競争参加資格について確認されたく必要書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注) 印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。

なお、紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(380円)に相当する切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出してください。



平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局高山国道事務所長 廣松 新 殿

住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

(設計共同体の場合は、以下のように記入すること。)

共同体事務所の所在地  
〇〇〇〇業務△△・〇〇設計共同体  
△△(株) 役職名 氏名 印  
〇〇(株) 役職名 氏名 印

## 平成 23 年度 単価契約高山国道事務所建設資材価格等 調査業務

### 競争参加資格確認資料

連絡先 担当部署 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
T E L \_\_\_\_\_  
F A X \_\_\_\_\_

平成 23 年 8 月 5 日付けで公告のありました「平成 23 年度 単価契約高山国道事務所建設資材価格等調査業務」の競争参加資格確認資料を別紙のとおり提出します。

注1) 電子入札システムにより提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書等の、合計容量が3MBを超える場合には、持参又は郵送等（締切日時必着）で提出すること。この場合、提出書類は書面に加え電子媒体（CD-R等）に入札説明書「6. 申請書等の提出等」の（2）の形式で作成したファイルを記録したものとする。

注2) 印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。

入札参加希望者

|           |           |
|-----------|-----------|
| 営業拠点等の所在地 |           |
| 会社名       | 営業拠点等の所在地 |
|           |           |

※所在を証するものを添付すること。(パンフレット等。)

※設計共同体の場合は、全ての構成員の営業拠点等の所在地を記載すること。

発注者が予定価格算出に用いる基準、歩掛等を通知する際の連絡先

|         |  |
|---------|--|
| 会社名     |  |
| 部署      |  |
| 連絡者     |  |
| メールアドレス |  |
| T E L   |  |
| F A X   |  |

入札参加希望者の同種又は類似業務の実績

企業名： \_\_\_\_\_

|                    |  |
|--------------------|--|
| 業務の分類              |  |
| 業務名                |  |
| TECRISの登録番号        |  |
| 契約金額               |  |
| 履行期間               |  |
| 発注機関名<br>住所<br>TEL |  |
| 業務の概要              |  |

※業務分類には、同種業務又は類似業務を記載すること。

※業務の概要については具体的に記述すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、A4判1枚に記載する。

※設計共同体の場合は、代表者、構成員ともに記載し提出すること。

※設計共同体の場合、代表者、構成員それぞれの企業名を記載。

入札参加希望者の同種又は類似業務の実績

企業名： \_\_\_\_\_

(中部地整地方整備局発注業務の受注実績が無い場合に記載 (過去4年間))

|                    |  |
|--------------------|--|
| 業務の分類              |  |
| 業務名                |  |
| TECRISの登録番号        |  |
| 契約金額               |  |
| 履行期間               |  |
| 発注機関名<br>住所<br>TEL |  |
| 業務の概要              |  |

※業務分類には、同種業務又は類似業務を記載すること。

なお、他機関における過去4年間の同種又は類似業務の受注実績が様式-4と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式-4と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。

※業務の概要については具体的に記述すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚に記載する。

※設計共同体の場合は、代表者、構成員ともに該当する場合に記載し提出すること。

※設計共同体の場合、代表者、構成員それぞれの企業名を記載。

## 配置予定管理技術者の経歴等

|  |        |       |      |             |
|--|--------|-------|------|-------------|
| ふりがな<br>①氏名  |        | ②生年月日 |      |             |
| ③所属・役職   |        |       |      |             |
| ④保有資格<br>(資格名、登録番号、取得年月日)  |        |       |      |             |
| ⑤手持業務の状況(平成23年8月5日現在)、契約金額500万円以上(ただし、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。) |        |       |      |             |
| 業務名(TECRIS登録番号)  | 職務上の立場 | 発注機関  | 履行期間 | 契約金額        |
|  |        |       |      | (契約金額合計 万円) |
| ⑥平成20年から平成23年の技術者の優良表彰(表彰受賞年)  |        |       |      |             |
| 表彰年度   | 業務名    | 発注者   | 表彰者  |             |
|  |        |       |      |             |

注：優良表彰等があった場合、その写しを提出すること。

## 配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

|                    |  |
|--------------------|--|
| 業務の分類              |  |
| 業務名                |  |
| TECRISの登録番号        |  |
| 契約金額               |  |
| 履行期間               |  |
| 発注機関名<br>住所<br>TEL |  |
| 業務の概要              |  |

※業務分類には、同種業務又は類似業務を記載すること。

※業務の概要又は従事経験内容を具体的に記載すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚に記載する。

## 配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

(中部地整地方整備局発注業務の受注実績が無い場合に記載(過去4年間))

|                    |  |
|--------------------|--|
| 業務の分類              |  |
| 業務名                |  |
| TECRISの登録番号        |  |
| 契約金額               |  |
| 履行期間               |  |
| 発注機関名<br>住所<br>TEL |  |
| 業務の概要              |  |

※業務分類には、同種業務又は類似業務を記載すること。

なお、他機関における過去4年間の同種又は類似業務の受注実績が様式－6と同じ業務を記載する場合は、業務の分類の欄に「様式－6と同じ」と記載し、業務名、業務概要等の欄は、記載不要とする。

※業務の概要又は従事経験内容を具体的に記載すること。

※図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判1枚に記載する。



## ・業務実施体制

| 分担業務の内容 | 備 考 |
|---------|-----|
|         |     |
|         |     |
|         |     |

注1：1社単独、設計共同体、いずれの場合においても業務の分担について記載するものとする。  
なお、業務の分担を行わない場合は、分担業務の内容の欄に「業務の分担なし」と記載する。

注2：設計共同体により業務を実施する場合は、備考欄に設計共同体の構成員である旨を記述するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記述すること。

注3：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

中部地方整備局高山国道事務所長 廣松 新 殿

住 所 \_\_\_\_\_  
商号又は名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

(設計共同体の場合は、以下のように記入すること。)

共同体事務所の所在地  
〇〇〇〇業務△△・〇〇設計共同体  
△△(株) 役職名 氏名 印  
〇〇(株) 役職名 氏名 印

## 平成23年度単価契約高山国道事務所建設資材価格等 調査業務

### 技術提案書

連絡先 担当部署 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
T E L \_\_\_\_\_  
F A X \_\_\_\_\_

平成23年 8月 5日付けで公告のありました「平成23年度 単価契約高山国道事務所建設資材価格等調査業務」の技術提案書を別紙のとおり提出します。

注1) 電子入札システムにより提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書等と同時に提出する場合や技術提案書の提出において合計容量が3MBを超える場合には、持参又は郵送等(締切日時必着)で提出すること。この場合、提出書類は書面に加え電子媒体(CD-R等)に入札説明書「6. 申請書等の提出等」の(2)の形式で作成したファイルを記録したものとする。

注2) 印については、持参又は郵送等にて提出する場合は、押印するものとする。

注3) 見積書の提出がある場合は、電子メールにより入札説明書「5. 担当部局」に記載のメールアドレス宛に提出すること。

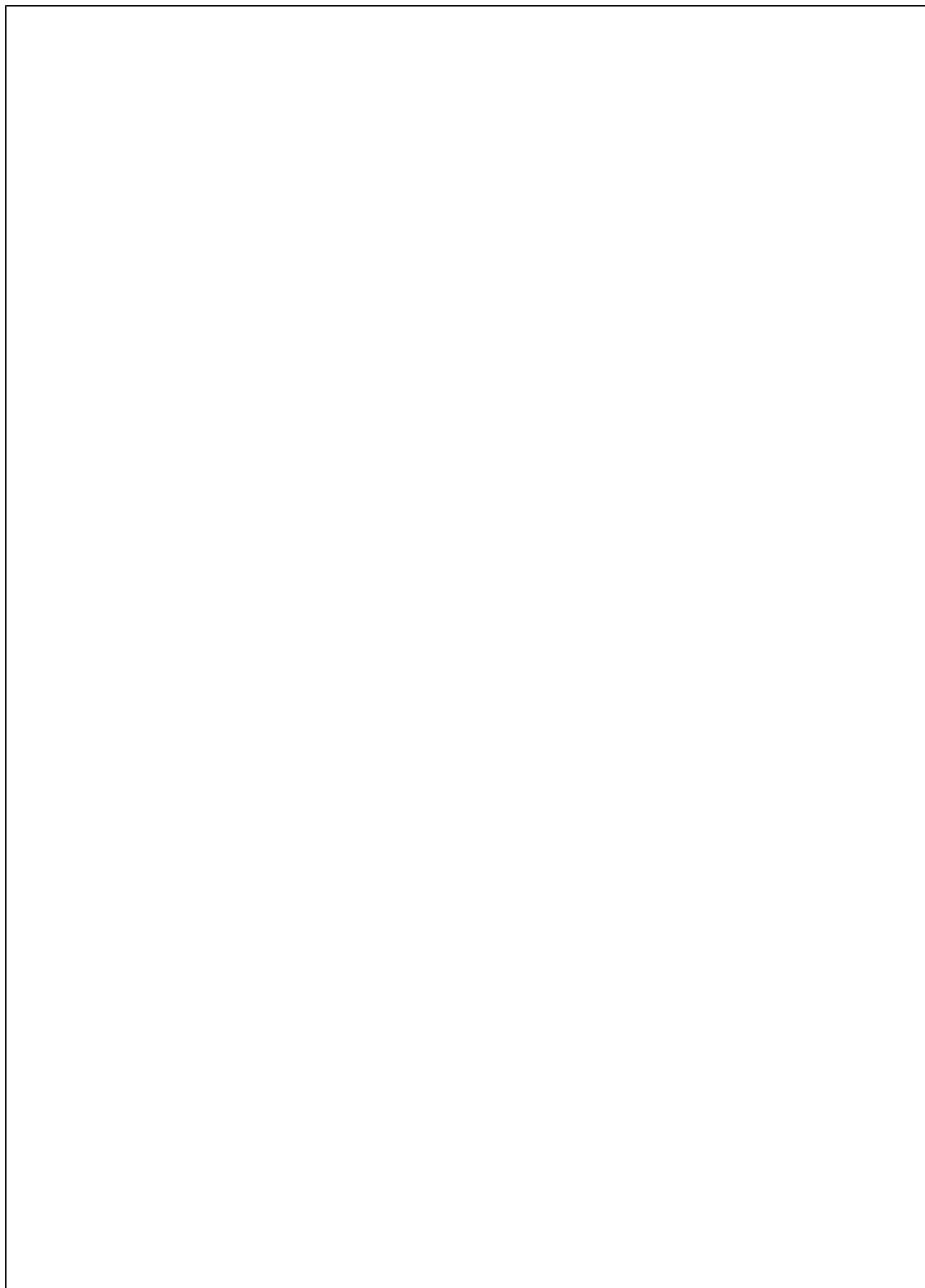
ただし、提出資料の容量が3 MBを超える場合には、注1)と同様。

実施方針



※A 4判 2枚以内に記載する。

業務実施体制



※A4判1枚以内に記載する。

業務成績についての参考資料

参加表明者の中部地方整備局発注業務における過去4年間のTECRIS該当業務

| 該当業務分野       | 情報 |
|--------------|----|
| TECRIS該当業務分野 |    |
| 評点対象登録件数     | 件  |
| TECRIS該当業務分野 |    |
| 業務成績平均点      | 点  |

配置予定管理技術者の中部地方整備局発注業務における過去4年間のTECRIS該当業務

配置予定管理技術者氏名：

| 該当業務分野       | 情報 |
|--------------|----|
| TECRIS該当業務分野 |    |
| 評点対象登録件数     | 件  |
| TECRIS該当業務分野 |    |
| 業務成績平均点      | 点  |

※記載された登録件数、平均点の根拠となる業務名及び業務成績が解る一覧資料を添付して下さい。

# 現場説明書

1. 業務の名称 平成23年度 単価契約 高山国道事務所建設資材価格等調査業務
2. 現場説明会 本業務内容は、入札説明書、契約書案、中部地方整備局競争契約入札心得、図面、仕様書及び現場説明書(以下「設計図書等」という。)によるものとし、現場説明会は実施しない。
3. 仕様書等に対する質問及び回答について
  - (1) 質問書提出期間  
平成23年8月8日から平成23年9月9日まで  
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで
  - (2) 質問書提出方法  
質問は、文書(書式自由、ただし規格はA4判)により行うものとし、電子入札システムにより提出することとし、提出後電話で通知すること。紙入札方式の者は、持参又は電子メール(着信を確認すること。)により提出すること。なお、持参又は電子メールで提出する場合、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。
  - (3) 質問書提出先  
〒506-0055 高山市上岡本町7-425  
国土交通省 中部地方整備局 高山国道事務所 経理課  
電話 0577-36-3812  
FAX 0577-36-3828  
メールアドレス: keitakay@cbr.mlit.go.jp
  - (4) 回答書閲覧期間  
回答の翌日から開札日の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで
  - (5) 回答書閲覧場所  
中部地方整備局 高山国道事務所 経理課

# 説 明 事 項

## 1 入札(又は見積書の提出)について

- (1) この業務の入札(又は見積書の提出)に当たっては、入札公告・入札説明書(又は指名通知書、見積依頼書)、函面、仕様書、中部地方整備局競争契約入札心得(又は中部地方整備局随意契約見積心得)、中部地方整備局電子入札運用基準(建設工事及び建設コンサルタント業務等)、契約書(案)及びこの現場説明書をよく確認の上、入札書(又は見積書)を提出するものとする。
- (2) この業務の入札(又は見積書の提出)に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

## 2 落札者(又は契約の相手方)の決定について

- (1) 指名競争契約の場合において、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者(会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者)に対し、配置予定管理技術者に関する経歴書(別紙様式1)の提出を求める連絡を行うので、入札参加者は、連絡を受けた場合に指定された期限までに速やかに別紙様式1が提出できるよう、開札日までに準備しておくこと。  
なお、次のイ)からハ)に該当する入札は、無効とする。
  - イ) 期限内に別紙様式1が提出されなかった場合
  - ロ) 別紙様式1により提出された配置予定管理技術者が特記仕様書中「配置管理技術者の手持ち業務量の制限」の要件を満たさない場合
  - ハ) 「8 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務について」(1)①に示す担当技術者を配置できない場合及び(2)品質証明書が提出されない場合
- (2) 落札者(又は契約の相手方)の決定については、一般競争契約及び指名競争契約の場合は、入札を行った者のうち契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者(会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者)を落札者とする。随意契約による場合は、予定価格の範囲内であつて、見積書を提出した者のうちから、経済的、技術的に有利と認められる者を契約の相手方に決定する。  
なお、一般競争契約及び指名競争契約の場合は、
  - ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第85号(同令第98条において準用する場合を含む。)の基準を設定する場合がある。
  - ② 基準価格(①の基準が設定されている場合に限る。以下同じ)を下回った入札が行われた場合には、入札を「保留」として終了し、調査の上、その結果を後日通知する。
  - ③ 基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
  - ④ 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力するものとする。
  - ⑤ 調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

## 3 契約の保証について

契約の保証を求める業務にあつては、その取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 落札者(又は契約の相手方)は、契約書案の提出とともに、以下①から⑤のいずれかの書類を提出しなければならない。



① 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- イ 保管金領収証書は、「日本銀行 高山代理店(十六銀行 高山支店)」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- ロ 保管金領収証書の宛名の欄には、「中部地方整備局 高山国道事務所 歳入歳出外現金出納官吏 経理課長 国土交通事務官 森 匡」と記載するように申し込むこと。
- ハ 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- ニ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合には、別途、超過分を徴収する。
- ホ 受注者は、業務完了後、業務委託料の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

② 契約保証金に代わる担保としての有価証券(利付国債に限る。)に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- イ 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行 高山代理店(十六銀行 高山支店)」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- ロ 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「中部地方整備局 高山国道事務所 取扱主任官 経理課長 森 匡」と記載するように申し込むこと。
- ハ 業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- ニ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合には、別途、超過分を徴収する。
- ホ 受注者は、業務完了後、業務委託料の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

③ 債務不履行により損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

- イ 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年 法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業共同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等という。’)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年 法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「金融機関等」と総称する。’)とする。
- ロ 保証書の宛名の欄には「分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 高山国道事務所長 廣松 新」と記載するように申し込むこと。
- ハ 保証債務の内容は契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払であること。
- ニ 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- ホ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
- ヘ 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保されるものとする。
- チ 業務委託料の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- リ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- ヌ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、業務完了後、契約担当官等から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

④ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- イ 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- ロ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 高山国道事務所長 廣松 新」と記載するように申し込むこと。
- ハ 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- ニ 保証金額は、業務委託料の10分の1の金額以上とする。
- ホ 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- ヘ 業務委託料の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- ト 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

⑤ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- イ 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- ロ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- ハ 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 高山国道事務所長 廣松 新」と記載するように申し込むこと。
- ニ 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- ホ 保険金額は、業務委託料の10分の1の金額以上とする。
- ヘ 保険期間は、履行期間を含むものとする。
- ト 業務委託料の変更により保険金額を変更する場合等の取扱いについては契約担当官等の指示に従うこと。
- チ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

4 契約書頭書の「調停人」について

発注者と受注者との協議により、調停人をあらかじめ選任することとなった場合は、この欄にその氏名を記入するものとする。

5 不可抗力による損害について

土木設計業務等委託契約書第29条又は測量調査等請負契約書第28条又は発注者支援業務等委託契約書第30条を適用する場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 第4項の「業務委託料」又は「請負代金額」とは、損害を負担する時点における業務委託料等とする。
- (2) 1回の損害額が当初の業務委託料等の5/1000の額(この額が20万円を超えるときは、20万円)に満たない場合は、損害額に含めない。

6 前払金等の請求について

- (1) 前払金を請求できる業務については、契約締結後、保証事業会社の保証を得たときは、業務委託料等の30/100以内の金額を前払金として請求することができる。
- (2) 支払回数は、各月1回以内とする。

7 履行期間変更の場合の保証事業会社に対する通知について

前払金を支払った場合における土木設計業務等委託契約書第35条第3項、測量調査等請負契約書第34条第3項又は建築設計業務委託契約書第35条第3項の規定による通知は、電話により、又は変更契約書の写しをファクシミリ等により送付することにより行うものとする。

## 8 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務について

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の(1)から(4)について実施するものとする。なお、(1)及び(2)については、予決令第86条の調査に先立ち、開札後速やかに実施の可否について確認を行うものとする。

### (1) 増員担当技術者、配置予定管理技術者の制限

増員担当技術者、配置予定管理技術者の制限について、次の1)及び2)を実施するものとする。なお、1)により配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に登録すること。

1) 本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、配置予定管理技術者とは別に、以下の①から④までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、発注者から調査基準価格未滿の連絡があった場合は、その旨が確認できる書面として、当該業務の「予定管理技術者の経歴等」及び「予定管理技術者の同種又は類似業務の実績」記載様式、「増員担当技術者の過去4年間の同種業務の実績一覧」(様式自由)及び一覧に記載した業務の委託業務等成績評定通知書の写し、配置予定管理技術者が保有する全ての資格一覧とその資格証等の写し、増員担当技術者が保有する全ての資格一覧とその資格証等の写しを提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。

- ① 配置予定管理技術者の保有している業務実績件数について同種及び類似業務ともに同一件数以上の実績を有する者
- ② 配置予定管理技術者の保有している全ての資格(分野及び部門ともに)を有している者
- ③ 過去4年以内の同種業務で地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が77点以上の業務における管理技術者としての経験を有し、過去4年間に地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく同種業務での技術者成績(照査技術者としての成績は除く)の平均点が77点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

2) 本業務の履行期間中は配置予定管理技術者の手持ち業務量が契約金額で2億円、件数で5件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交替させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該配置管理技術者と同等以上の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績平均点を有する者又は過去4年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

## (2) 品質証明等

当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した、平成23・24年度一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書を提出すること。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の2名による連名の直筆署名とする。様式(中部地方整備局

<http://www.cbr.mlit.go.jp/contract/teinyusatsu/pdf/hinsitu-shoumei.pdf>)

また、損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成するまでとする。

提出された品質証明書は、中部地方整備局ホームページにて公表する。

## (3) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内とすることとし、開札後に実施する低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務確認時及び履行確実性に関するヒアリング前段及び低入札価格調査の際に確認するものとする。

## (4) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者と(1)の1)の担当技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査(監督)員による履行確認を行うものとする。

## 9 品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格について

- (1) 予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務においては、品質確保の観点から中部地方整備局が定めた価格(以下「品質確保基準価格」という。)により、その価格を下回った場合は、「8 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」と同一の義務付けを行うものである。
- (2) 前項の場合、「8 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務」に記載されている「調査基準価格」を「品質確保基準価格」と読み替えて適用する。
- (3) 品質確保基準価格の算出方法は、予決令第85条に基づく調査基準価格に準じて算出するものとする。

## 別添資料

### 履行確実性の審査・評価のための追加書類等

#### 1 調査基準価格等

調査基準価格等とは、1,000万円を越える業務で予決令第85条に基づく「調査基準価格」及び予定価格が500万円以上1,000万円以下の業務で、品質確保の観点から中部地方整備局が定める価格「品質確保基準価格」のことをいう。

調査基準価格等は、次の表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった①から④までに掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額とする。ただし、地質調査業務以外に係る契約については、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあつては予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、地質調査業務に係る契約については、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあつては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあつては予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

| 業種区分             | ①       | ②                    | ③                         | ④                    |
|------------------|---------|----------------------|---------------------------|----------------------|
| 測量業務             | 直接測量費の額 | 測量調査費の額              | 諸経費の額に10分の4を乗じて得た額        | —                    |
| 建築関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 特別経費の額               | 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額     | 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額   |
| 土木関係の建設コンサルタント業務 | 直接人件費の額 | 直接経費の額               | その他原価の額に10分の9を乗じて得た額      | 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額 |
| 地質調査業務           | 直接調査費の額 | 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額 | 解析等調査業務費の額に10分の7.5を乗じて得た額 | 諸経費の額に10分の4を乗じて得た額   |
| 補償関係建設コンサルタント業務  | 直接人件費の額 | 直接経費の額               | その他原価の額に10分の9を乗じて得た額      | 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額 |

#### 2 履行確実性に関する評価のための追加資料

入札参加者の申し込みに係る価格が1の調査基準価格等に満たないときは、以下に掲げる全ての資料の提出を求めるものとする。

様式1 当該価格により入札した理由

様式2 入札価格の内訳書、入札価格の内訳書の明細書

様式2-1 一般管理費等内訳書

様式3 当該契約の履行体制

様式4 手持の建設コンサルタント業務等の状況

様式4-1 手持ち業務の人工

様式5 配置予定技術者名簿

様式5-1 直接人件費内訳書

様式6 手持機械等の状況

様式7 過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者  
・過去3カ月分の給与支払額が確認できる給与明細書、賃金台帳の写し及び過去3カ月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し

- ・再委託先からの見積書（再委託先の押印があるもの）
- ・増員担当技術者の経歴を証明できる書面
- ・平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けた代表者の直筆署名による品質証明書。ただし、契約当事者が委任状により当該業務の契約締結権限等を受任している者である場合には、代表者及び受任者の2名による連名の直筆署名（ヒアリングの当日に持参し提出すること）
- ・その他、様式1～7の書面を説明する上で必要となる書面（ヒアリングの当日に持参すること）

なお、配置予定技術者名簿には、配置予定技術者（管理技術者、担当技術者、照査技術者、増員担当技術者）及び再委託先技術者を記載するものとする。

また、入札者の都合による追加資料の提出後の修正及び再提出は一切認めない。

### 3 技術提案の履行確実性の審査・評価方法の概要

- (1) 技術提案の履行確実性の審査は、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。）、入札説明書の履行確実性に関するヒアリング及び開札後に提出される追加資料等をもとに行い、技術提案の確実な履行の確保が認められる場合には、技術提案に係る評価点（以下「技術提案評価点」という。）をその履行確実性に応じて付与する。

なお、ヒアリングに応じない場合（ヒアリングの日時、指定場所に来なかった場合を含む）及び追加資料の提出を求められた者が追加資料（ヒアリングの当日に持参し提出する書面を含む）を提出期限までに提出しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。（ただし、天災・事故・病気等、特別な場合は除く）

- (2) 履行確実性の具体的な審査・評価方法は、a)業務内容に対応した費用が計上されているか、b)配置予定技術者（増員担当技術者含む、照査技術者除く。以下、同じ。）に適正な報酬が支払われることになっているか、c)品質管理体制が確保されているか、d)再委託先への支払いは適正かをそれぞれ審査し、a)からd)までの各項目毎に審査した上で、5段階（A～E）で総合的に評価する。

- (3) 審査の内容は、次のとおりとする。

- a) 業務内容に対応した費用が計上されているか

| 審査内容                                      | 様式                                  | 審査結果                                  |
|---|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等が必要額を確保しているかを審査する。 | 様式1<br>様式2<br>様式2-1<br>様式5-1<br>様式6 | ○：確保されていると認められる。<br>×：確保されていると認められない。 |

必要額は、1. 調査基準価格等の表中の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年6月10日付け国官会第367号）に基づいて算出される、調査基準価格等算出の基礎となった①～④のそれぞれの項目に記載された額とする。

b) 配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか。

| 審査内容  | 様式                  | 審査結果                                  |
|---|---------------------|---------------------------------------|
| 配置予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。                      | 様式3<br>様式5<br>様式5-1 | ○：確保されていると認められる。<br>×：確保されていると認められない。 |
| 配置予定技術者の人工が適正であるか                                 | 様式4<br>様式4-1<br>様式7 | ○：適正であると認められる。<br>×：適正であると認められない。     |
| 上記の2つの内容のいずれも「○」の場合は、項目b)の審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。 |                     |                                       |

※なお、様式には過去3カ月分の給与明細書、賃金台帳及び法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写しを含む

c) 品質管理体制が確保されているか。

| 審査内容   | 様式                  | 審査結果                                  |
|--|---------------------|---------------------------------------|
| 照査予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか。                     | 様式3<br>様式5<br>様式5-1 | ○：確保されていると認められる。<br>×：確保されていると認められない。 |
| 照査予定技術者の人工は適正であるか。                               | 様式4<br>様式4-1<br>様式7 | ○：適正であると認められる。<br>×：適正であると認められない。     |
| 上記の2つの内容のいずれも「○」の場合は、項目③の審査結果を「○」とし、それ以外を「×」とする。 |                     |                                       |

【照査技術者未設定業務の場合】

- ・①及び②の審査において、品質確保の観点からも審査したうえで、①及び②の審査結果を参考に審査する。

※なお、様式には過去3カ月分の給与明細書、賃金台帳及び法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写しを含む

d) 再委託先への支払いは適正か。

| 審査内容                  | 様式                             | 審査結果                                |
|-----------------------|--------------------------------|-------------------------------------|
| 再委託業務内容を再委託先が確認しているか。 | 様式2<br>様式3<br>様式5-1<br>再委託先見積書 | ○：確認していると認められる。<br>×：確認していると認められない。 |

再委託するものがなく、全て自社にて実施する旨の説明があった場合には、業務内容に応じた費用の計上や配置予定技術者に対する適正な報酬の支払いについて厳格な審査が必要であるため、①及び②の審査結果を参考に、再委託業務がないという状況を踏まえた必要額等であるか否かについて審査する。

(4) 評価に当たっては、次の方式により行うものとする。

- ① 調査基準価格等以上の価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるとはされていないことから、技術提案の確実な履行の確保が必ずしも十分にされないと認める具体的な事情がない限り、(2)の履行確実性の評価をAとし、履行確実性度を1.0として評価するものとする。
- ② 調査基準価格等を下回る価格で申込みを行った者は、技術提案の確実な履行の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、(2)a)からd)までの審査項目を(3)に示した様式等を基に審査した結果、○と審査した項目数に応じて、次の表の○と審査した項目数の欄に掲げる評価に対応する履行確実性度を付与するものとする。

| ○と審査した項目数 | 評価 | 履行確実性度 |
|-----------|----|--------|
| 4         | A  | 1.0    |
| 3         | B  | 0.75   |
| 2         | C  | 0.5    |
| 1         | D  | 0.25   |
| 0         | E  | 0      |

#### 4 その他

予決令第85条に基づく調査基準価格等を下回る場合で契約がなされた業務については、業務実施中及び業務完了後において、履行確実性に関する評価において追加提出された資料（業務完了後においては業務実施状況を踏まえた実施額に修正した資料を求める）により、履行状況や成果等について下記の確認項目等により確認を行い、これらの結果を業務成績評価に厳格に反映させる場合がある。

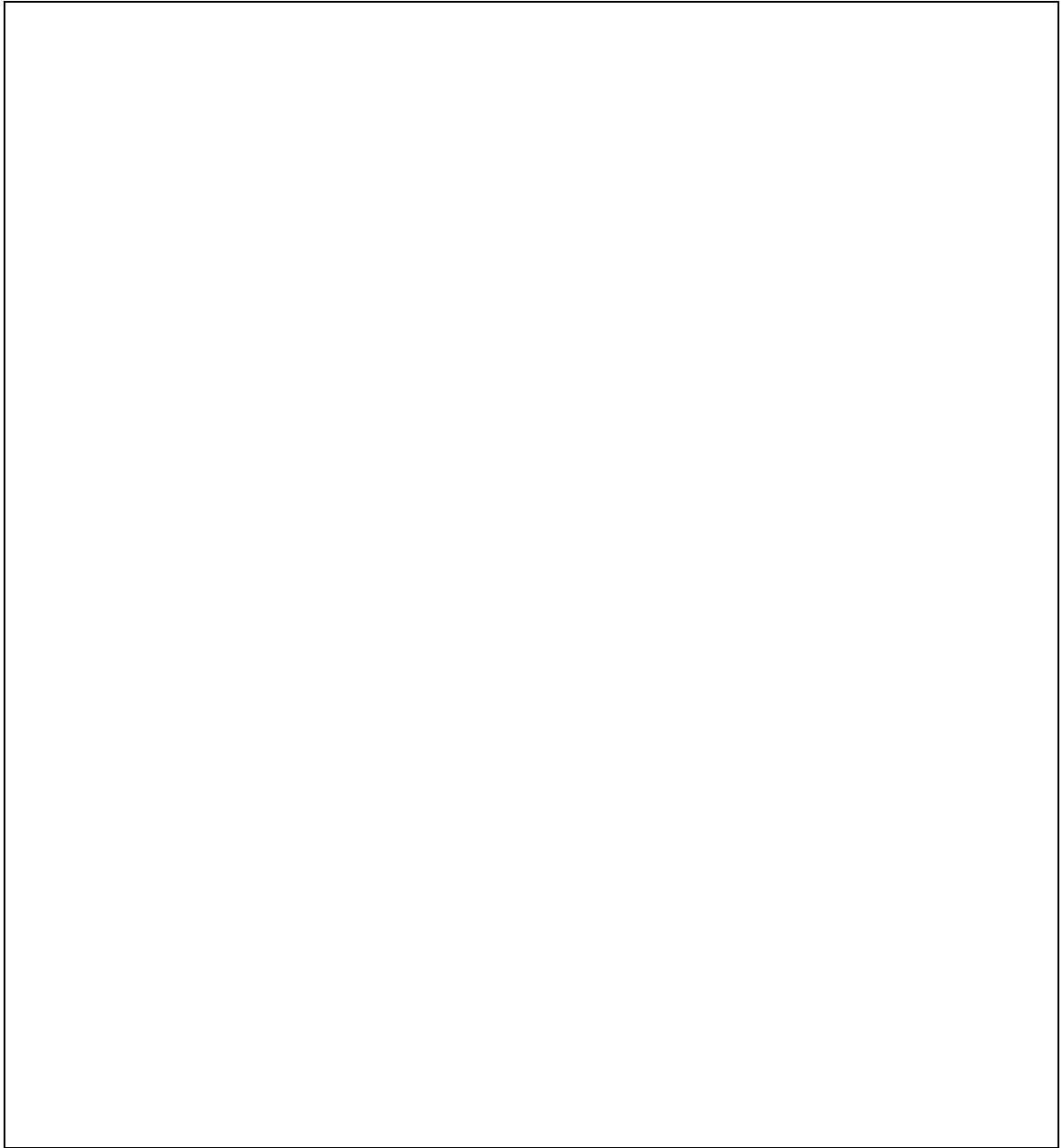
【確認項目】 ※以下の審査項目 a)～d)とは、履行確実性に関する評価の審査項目

- ①審査項目 a)～c)において審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ②審査項目 d)において審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③その他、「打合せ」への正当な理由なく遅刻等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④業務成果品のミス、不備 等



様式 1

当該価格により入札した理由

A large empty rectangular box with a thin black border, intended for the user to provide reasons for bidding at a specific price. The box is currently blank.

様式 2

入札価格の内訳書

| 業務名称   |        |    |    |               |           |            |         |               |
|--------|--------|----|----|---------------|-----------|------------|---------|---------------|
| 設計書コード |        |    |    |               |           |            |         |               |
| 項目     | 工種     | 種別 | 細別 | 業務実施金額(A=B+C) | うち        |            | 官積算額(D) | 備考            |
|        |        |    |    |               | 自社実施金額(B) | 再委託予定金額(C) |         |               |
| 直接原価   |        |    |    |               |           |            |         | 一次内訳書-1       |
|        | 直接経費   |    |    |               |           |            |         |               |
| その他原価  | その他原価  |    |    |               |           |            |         | その他原価に係る内訳書   |
| 一般管理費等 | 一般管理費等 |    |    |               |           |            |         | 一般管理費等に係る内訳書  |
| 合計     |        |    |    |               |           |            |         | 再委託予定金額の比率〇〇% |

入札価格の内訳書の明細書

(一次内訳書の様式)

| 一次内訳書 - 1 |       |    |    |        |      |    |
|-----------|-------|----|----|--------|------|----|
| 項目        | 名称・規格 | 単位 | 数量 | 業務実施金額 | 官積算額 | 備考 |
| 直接原価      |       |    |    |        |      |    |
| 小計        |       |    |    |        |      |    |

(その他原価に係る内訳書の様式)

| その他原価の内訳 |       |       |                                 |        |    |
|----------|-------|-------|---------------------------------|--------|----|
| 項目       | 工種    | 種別    | 細別                              | 業務実施金額 | 備考 |
| その他原価    | その他原価 | その他原価 | 直接経費(1次内訳書-1に記載したものを除く)<br>間接原価 |        |    |
| その他原価計   |       |       |                                 |        |    |

【一般管理費等内訳書】

様式 2 - 1

一般管理費等内訳書

| 契約対象業務名 |       |    |
|---------|-------|----|
| 費目・項目   | 金額(円) | 備考 |
| 一般管理費等  |       |    |
| .....   |       |    |
| .....   |       |    |
| .....   |       |    |
| 法定福利費   |       |    |
| 旅費交通費   |       |    |
| 事務用品費   |       |    |
| 通信運搬費   |       |    |
| 水道光熱費   |       |    |
| 地代家賃    |       |    |
| 減価償却費   |       |    |
| 租税公課    |       |    |
| 保険料     |       |    |
| 契約保証費   |       |    |
| .....   |       |    |
| .....   |       |    |
|         |       |    |
|         |       |    |
|         |       |    |
|         |       |    |



様式 4

手持の建設コンサルタント業務等の状況

( 技術者) (氏名 : )

| 業務名 | 発注機関 | 履行期間 | 契約金額 | 備考 |
|-----|------|------|------|----|
|     |      |      |      |    |













様式 7

過去において受注・履行した同種又は類似の業務の名称及び発注者

( 技術者) (氏名 : )

| 通し<br>番号 | 業務名 | 発注者名 | 履行期間 | 契約金額 | 業務成績<br>評定点 | 備考 |
|----------|-----|------|------|------|-------------|----|
|          |     |      |      |      |             |    |